

知床半島先端部地区「利用の心得（案）」

「利用者」が「知床半島先端部地区（以下、「先端部地区」という。）」に立ち入る際に自然保護や安全確保等の観点から留意すべき事項や禁止事項については、次のとおりとする。

1. 基本原則

(1) 自然環境への配慮

「先端部地区」の原始的な自然環境が損なわれることのないよう、利用者は自然環境の保護に対する意識を高く持ち、野生動物の行動に影響を与えないよう配慮するとともに、自然環境へのインパクトを極力抑制するよう努めること。

(2) 他の利用者への配慮

次に訪れる利用者に「先端部地区」ならではの原始的な自然体験が味わえるよう、利用の痕跡を残さないようにすること。また、他の利用者の原始的な自然体験を損なうような行為は行わないこと。

(3) 自己責任

「先端部地区」は、整備された道等の施設はないうえ、極めて厳しい自然条件が存在する地域であり、これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力及び判断力が求められ、その結果は全て自己の責任に委ねられることを十分に自覚すること。

(4) 情報収集等

① 事前に羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターから、安全管理に関する情報（海岸部高巻き・徒渉箇所状況、海域の岩礁・浅瀬状況、潮の干満・風波等の気象状況、観光船等他の船舶との影響回避対策等）及び利用に関する情報（野営場所、潮待ち場所等）を入手し、十分な理解・学習を行うとともに、これらに対処する技術の習得に努めること。

② 立入に当たっては、事前に羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターで事前レクチャーを受けること。その際、行程、人数、連絡先等を記載した計画表を提出すること。また、帰着後、利用者は現地で得た自然環境の状態やルート等利用環境の現況などの情報を羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターに連絡すること。

③ ガイドや遊漁船・観光船等の「事業者」は、日頃から情報の収集及び技術の習得等に努め、応対する「利用者」に対し、当該「利用の心得」に関する啓発・教育に心がけ、行動に責任を持つこと。

2. 共通事項

(1) 安全管理に関する事項

ア. 事前準備

- ① 自己の体力と自然条件等を勘案し、事前に十分検討した余裕のある日程の計画を立てること。また、単独行動は避けること。
- ② 行き先、日程等は家族等にも知らせておくこと。また、立入に際して、関係機関等への手続きが必要な場合は、事前に済ませておくこと。
- ③ 万が一の海難、遭難事故の場合には、地元関係者に多大な迷惑をかけることになることを十分に認識し、保険契約等の対応に万全を期することとし、事故発生に際しての対応策についても、十分に検討しておくこと。
- ④ 防寒着や食料等の装備は十分に用意すること。また、利用形態に応じ、安全管理、事故防止のための装備を備えること。

イ. ヒグマ対策

- ① 「先端部地区」は、ヒグマの高密度生息地であり、いつでもヒグマに遭遇する可能性があるため、利用者の安全確保とヒグマの自然な行動形態を変化させないために以下のことに十分に留意するほか、事前レクチャーでの注意事項を守ること。
- ② ヒグマの生息密度が特に高い場所や季節的にヒグマが集中する場所等、事前レクチャーの際に立ち入りを控えるよう指示された場所には立ち入らないこと。
- ③ 野営の際には、ヒグマとの軋轢を避けるため、テント場、調理場及び食料保管場を分けること。
- ④ クマスプレー、フードコンテナ、鈴等安全管理、事故防止のための装備を備えること。
- ⑤ ヒグマ等の野生動物を誘引しないよう、食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。
- ⑥ エゾシカや漂着した海獣類等の動物の死体があった場合、ヒグマが餌付いている恐れがあるので不用意に近づかないこと。
- ⑦ ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となることから、見通しの悪い場所では声を出す等あらかじめ人の存在を伝えること。
- ⑧ 常に周囲に気を配り、ヒグマの痕跡には注意を払うこと。(特にサケマス遡上時期の河川等はヒグマが集まりやすい。)
- ⑨ 夜間や薄明薄暮、濃霧の時等視界が効かない時には、突発的な遭遇が起これやすいので、なるべく行動しないようにすること。
- ⑩ 進行方向にヒグマを目撃した場合は、無理をせずに引き返すこと。
- ⑪ ヒグマを目撃した場合は、羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターに利用後の連絡と併せて必ず報告すること。
- ⑫ ヒグマ等の野生動物に食料やゴミを取られたり、これらを狙って近づく個体が確認された場合は速やかに引き返すこと。(取られたものは取り返さないこと。) また、他の利用者の安全性確保のため、羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターに利用後必ず報告すること。

- ⑬ ヒグマに対して故意に餌を与えないこと。
- ⑭ その他、ヒグマに対する対処の仕方については、知床自然センターのホームページ等に設けられている情報をあらかじめ入手し、十分な準備を行うこと。

(2) 一般的事項

ア. 植生等への配慮

- ① 立ち入りに際しては、外来種の持ち込みを防止するため、衣服、靴等に付着した種子等の除去に努めること。
- ② 踏み付けにより傷みやすい湿原等の脆弱な植生地や、表土が崩れやすい場所には立ち入らないこと。
- ③ 土石や植物を採取したり、傷つけたりしないこと。
- ④ 枝条の刈り払いは行わないこと。
- ⑤ 岩石、立木等に落書きをしないこと。

イ. 野生動物への配慮

- ① オジロワシ・シマフクロウの営巣木を見つけた場合には、営巣木の300m以内には近づかないこと。また、当地域に見られるウミウ・オオセグロカモメ等海鳥類のコロニー及びアマツバメ・イワツバメの繁殖地に立ち入らないこと。
- ② 野生動物の撮影や観察を目的として、野生動物の行動に攪乱を与える行為を行わないこと。
- ③ 食料やゴミを野生動物に奪われないよう、フードコンテナの使用等適切な保管を行うこと。
- ④ キタキツネ、ヒグマ、野鳥等野生動物に餌を与えないこと。
- ⑤ 動物を驚かしたり、追い立てる等の行為を行わないこと。

ウ. 野営

- ① 知床沼周辺の脆弱な湿原等、植生に悪影響を与える場所での野営は行わないこと。
- ② 野営地での行動についても植生への悪影響を与えないよう配慮すること。
- ③ 野営に当たっては、利用の痕跡を残さないようにすること。
- ④ 知床岬灯台から半径3キロ以内の範囲においては、海岸台地上の草原での野営は行わないこと。
- ⑤ 野営できない場所について、事前に羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターに確認すること。

エ. たき火

たき火は行わないこと。なお、特別保護地区に指定されていない羅臼側の海岸線においても原則としてたき火は行わないこととするが、やむを得ず行う場合は、海岸線付近の流木の利用にとどめ、最小限の規模とするとともに、たき火の痕跡を残さないよう適切に後始末をすること。

オ. ペットの持ち込み

ペットは同伴しないこと。

カ. 騒音

騒いだり、大きな音を出す等、当地区の静寂な自然環境の雰囲気を壊すような行為は行わないこと。ただし、ヒグマとの遭遇・接近を避けるために行う行為はこの限りではない。

キ. ゴミ・排水、排泄物等の処理

- ① ゴミは埋めたり、燃やしたりせず全て持ち帰ること。
- ② 石けんや洗剤は極力使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、無リンのものや生物分解可能なもの等環境への負荷が少ないものを使用すること。
- ③ 食料品は、事前に無駄な包装等は取り除いておくこと。また、調理や食事に際して汚排水が出ないものを選定したり、使用後の食器はトイレットペーパーで拭く等自然環境への影響を少なくすること。
- ④ 水場の水質汚染防止のため、洗顔や歯磨き等は水場から50m以上離れた場所とすること。
- ⑤ 携帯トイレを携行し、排泄物や使用した紙類は持ち帰ること。なお、やむを得ない場合は以下のとおりとし、その場合でも使用した紙類は持ち帰ること。
 - i. 海岸では、満潮時の潮位より下の場所に、10～20cm程の穴を掘って埋めること。また、排泄地点が集中しないよう分散に心がけること。
 - ii. 山岳部では、水場となる場所や野営地など人の利用場所から50m以上離れた場所とすること。ただし、湿原等脆弱な植生地では排泄しないこと。また、排泄地点が集中しないよう分散に心がけること。

ク. その他

- ① 海産物の採取や漁業活動・施設（コンブ干し、定置網、番屋施設等）に立ち入る等、漁業活動に支障を与える行為を行わないこと。
- ② 漁業施設である番屋に宿泊しないこと。
- ③ 埋蔵文化財等（竪穴住居跡、遺物等）に影響を与える行為（改変、収集・持ち出し等）を行わないこと。
- ④ 自然保護官、森林官、巡視員、監視員等管理者の指導、指示に従うこと。

3. 特定利用形態別事項（特定の利用形態に関して守るべき事項）

「2. 共通事項」に加え、各利用形態に応じ以下の事項を遵守するものとする。

なお、以下の利用形態以外の「その他の利用」については、利用状況の把握を行い、必要に応じ、具体的な「利用の心得」を定めるものとする。

(1) 海岸トレッキング利用に関する事項

ア. 安全管理

- ① 海岸トレッキングでは、岸壁や急斜面の高巻き、濃霧等の悪天候、ヒグマの高密度生息地である等極めて厳しい条件下にあることから、ある程度の岩登り技術や危険に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。
- ② 滑落、落石等の危険に対し、細心の注意をはらう他、安全管理に関する必要な装備を携行すること。（ヘルメット、ザイル、地形図、コンパス等）

- ③ ルート確保のためのザイル等は残置しないこと。
- ④ 干潮でなければ越えることができない地点が存在しており、潮待ち場所等の状況は、事前に羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターに確認すること。

イ. 溪流釣り

魚類を釣る数は、立ち入る期間内に自家消費する範囲内とし、持ち帰らないこと。

ウ. その他

往復とも徒歩利用とする。ただし、けがの発生、或いは復路において体力を著しく消耗し、歩行を続けることが困難で事故が発生する恐れのある場合を除く。

(2) 山岳部利用に関する事項

ア. 安全管理

- ① 「先端部地区」では、自らの判断で適切なルート選択を行い、安全を確保しなければならない。また、夏にしばしば発生する濃霧など悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地でもある。従って、高度な登山技術を持ち、危機に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。
- ② 滑落、落石等の危険に対し、細心の注意をはらう他、安全管理に関する必要な装備を携行すること。
- ③ ルート確保のためのザイル等は残置しないこと。

イ. 溪流釣り

魚類を釣る数は、立ち入る期間内に自家消費する範囲内とし、持ち帰らないこと。

ウ. その他

目印（デポ旗、テープ等）の設置等は極力避け、設置する場合は回収すること。

(3) 沿岸カヤッキング利用に関する事項

ア. 安全管理

- ① 沿岸では、知床岬や斜里側ルシャでの強烈な突風、羅臼側での変わりやすい波や風等極めて厳しい条件下にある。また、夏は、しばしば発生する濃霧等悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地でもある。従って、高度な技術を持ち、危機に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。
- ② 安全管理に関する必要な装備を携行すること。（ライフジャケット、ビルジポンプ、パドルフロート等）
- ③ 複数艇で航行する際、長い行列にならないようにし、船舶の航路を妨げないこと。
- ④ 動力船が近づいてきたら、狭い範囲に集まり、停船してやり過ごすこと。
- ⑤ 動力船との衝突事故防止のため、動力船から発見・認識されやすいよう努めること。
- ⑥ 漁船等の船舶に不安を与え、進路を妨害しないよう、最も陸寄りを進むこと。

イ. 野生動物への配慮

- ① 野生動物の繁殖地には必要以上に接近しないこと。
- ② 海棲哺乳類（クジラ、イルカ、アザラシ等）、海鳥、猛禽類及びヒグマの生息

行動に影響を与えるような接近や追い回し、餌やり行為を行わないこと。

ウ. 漁業との軋轢回避

- ① 定置網の袋網（捕獲された魚が貯まる部分）に近づかないこと。
- ② 定置網付近には滞留せず、すみやかに通り過ぎること。
- ③ 作業中の漁船には、作業の邪魔になったり危険のため、不用意に近づかないこと。

エ. その他

- ① ウトロ漁港、相泊漁港、文吉湾等漁港施設は緊急避難以外には利用しないこと。
- ② 出発地と帰着地の場所、ルート上の危険箇所、ヒグマ生息状況、上陸場所の適否、野営場所等の情報について、事前に羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターに確認すること。

(4) 河口部サケ・マス釣り利用に関する事項

ア. 原則

- ① 渡船によるサケ・マス釣り利用は、現状程度以下に抑えることを基本として、限定された場所で決められた「釣り場」の区域内とする。（場所及び釣り場区域は別途調査を進め、調整の上定める。）
- ② 釣りに際しては、資源の保護や陸と海の自然生態系に影響を与えないよう配慮し、釣り魚は、徒歩の場合は一人で持参して帰還できる程度以下、渡船の場合も一人で持参して帰還できる程度（船釣りでは一人につきクーラー1個、沿岸河口部でのサケ・マス釣りでは、一人につきシロザケ5匹、カラフトマス10匹）以下とし、魚卵のみの捕採は行わないこと。
- ③ 日帰り利用とし、緊急避難以外の宿泊・野営は行わないこと。
- ④ 渡船による河口部サケ・マス釣り利用は、親魚の遡上確保等資源保護のため、毎年9月末日までとすること。

イ. ゴミ処理

残飯等の生ゴミ及び釣り魚やその残滓等は、全て持ち帰ること。

ウ. 騒音

拡声器の使用等静寂な自然環境の雰囲気壊すような行為は行わないこと。

(5) 動力船による海域利用に関する事項

ア. 安全管理

- ① 他の船舶（漁船、シーカヤック等）との事故防止のため、航行速度、距離等に十分配慮すること。
- ② 観光船では認可を受けている航路から外れて航行しないこと。（浅瀬等）

イ. 野生動物への配慮

- ① 野生鳥獣保護のため、海岸部へは必要以上に接近しないこと。
- ② 海棲哺乳類（クジラ、イルカ、アザラシ等）、海鳥、猛禽類及びヒグマ等の生息行動に影響を与えるような接近や追い回し、餌やり行為を行わないこと。
- ③ 航路が決まっている観光船等の船舶については、海棲哺乳類（クジラ、イルカ、

アザラシ等) や海岸線での野生動物の行動に影響を与えないという観点からも航路を外れないこと。

- ④ 海棲哺乳類(クジラ、イルカ、アザラシ等) が接近してきた場合には、その行動を妨げないよう船の進路を変更するか、状況により減速すること。
- ⑤ 海中に鯨類の鳴音及び疑似音を発しないこと。
- ⑥ 鯨類の行動を錯乱させるような人工音を発しないこと。ただし動力船が発する通常の動力音はこの限りではない。
- ⑦ 海鳥、猛禽類や岩礁に上陸している海棲哺乳類への影響を与えないよう、陸の近くを航行する場合は低速で航行すること。

ウ. 漁業との軋轢回避

定置網等漁業施設の付近には近づかないこと。

エ. 騒音

拡声器の使用等静寂な自然環境の雰囲気を壊すような行為や鳥類の行動に影響を与える行為は行わないこと。

オ. その他

- ① 船からゴミ等の投棄を行わないこと。
- ② 秋さけ船釣りライセンス制による承認船主は、海区委員会指示及び事務取扱要領並びに関係法令規則を遵守するとともに、航行に当たっては上記の事項を遵守すること。
- ③ 羅臼側の秋サケ保護区域設定海域においては、海区委員会指示を遵守すること。